



熊本県公報

第12171号

平成24年12月7日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○障害者自立支援法第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新	(障がい者支援課)	2
○平成25年度自動車税納税通知書等に係る一般競争入札の参加資格等	(税務課)	3
○道路の区域変更	(道路保全課)	3
○道路の区域変更	(〃)	4
○道路の区域変更	(〃)	4
○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正	(県政情報文書課)	4
○土地収用法による事業の認定	(用地対策課)	4
○知事が定める漁船の使用料を免除する施設の指定(港湾使用料)の一部改正	(港湾課)	7
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	7
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	7
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	7
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	8
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	8
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	8
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	8
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	8
○救急医療機関に関する協力申出の撤回	(医療政策課)	9
○救急医療機関に関する認定	(〃)	9
○救急医療機関に関する認定	(〃)	9
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課)	9
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	9
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	10
○道路の区域の変更	(道路保全課)	10
○道路の区域の変更	(〃)	10
○道路の区域の変更	(〃)	10
○道路の供用の開始	(〃)	11
○道路の位置の指定	(建築課)	11
○道路の位置の指定	(〃)	11
○平成25年度自動車税納税通知書等に係る一般競争入札の実施	(税務課)	11
○環境影響評価準備書作成及び説明会開催	(嘉島町)	15
○熊本県立教育センターの情報関連機器の借入れに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育政策課)	15
○熊本県立教育センターの情報関連機器の借入れに係る一般競争入札の実施	(〃)	16
○銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項に基づく医師の指定	(警察本部生活安全企画課)	19
○熊本県本人確認情報保護審議会の開催	(熊本県本人確認情報保護審議会)	20
○平成8年5月31日熊本県告示第405号(保安林の指定の解除予定)中	(森林保全課)	20

告 示

熊本県告示第1261号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
フォーシーズン リハステーション 宇城市松橋町久具2059-1	株式会社ラディカ	平成24年12月1日

熊本県告示第1262号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
フォーシーズン リハステーション 宇城市松橋町久具2059-1	株式会社ラディカ	平成24年12月1日

熊本県告示第1263号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス かざぐるま 八代市田中西町3号10番地	合同会社愛和	平成24年12月1日

熊本県告示第1264号

介護保険法（平成9年法律第12号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス かざぐるま 八代市田中西町3号10番地	合同会社愛和	平成24年12月1日

熊本県告示第1265号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関の指定を更新したので、同法第69条の規定により告示する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定更新年月日
さくら調剤薬局 菊陽店	菊池郡菊陽町津久礼300 9番地3	調 剤	平成24年11月1日

生活の杜薬局	菊池郡菊陽町辛川496-8	調 剤	平成24年11月1日
有限会社くすりの エスエス堂きりん 本町薬局	球磨郡あさぎり町免田東1 497番地	調 剤	平成24年11月1日
有限会社くすりの エスエス堂薬局城 本店	人吉市下城本町九反田14 34番地	調 剤	平成24年11月1日
有限会社あかね薬 局	水俣市天神町1丁目3番1 4号	調 剤	平成24年11月1日

熊本県告示第1266号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する役務
平成25年度自動車税納税通知書等に係る業務委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成24年12月18日午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も同年12月28日まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成26年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成26年1月4日から平成26年1月31日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第1267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年12月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字合申 4304番39地先から	前	12.9 ～	59.0	災害防除

	同所 4278番地先まで		24.9	
		後	12.9 ～ 27.1	59.0

2 区域を変更する期日 平成24年12月7日

熊本県告示第1268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年12月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字津々良 3310番1地先から 同所 3310番1地先まで	前	11.5 ～ 14.8	19.0	災害防除
			後	14.9 ～ 23.7		

2 区域を変更する期日 平成24年12月7日

熊本県告示第1269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年12月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田熊本線	菊池郡菊陽町大字曲手字山ノ上 443番1地先から 同所 419番1地先まで	前	14.8 ～ 49.4	58.6	廃道処分
			後	14.8 ～ 16.2		

2 区域を変更する期日 平成24年12月7日

熊本県告示第1270号

平成22年6月25日熊本県告示第648号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表熊本県非常勤職員採用試験（産業技術センター非常勤研究員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（熊本県研究職員（産業技術センター非常勤研究員））	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から1月	産業技術センター
---------------------------------------	------------	----------------	----------

熊本県告示第1271号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づ

られる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、使用の範囲はないことから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 玉名市役所

熊本県告示第 1 2 7 2 号

平成 1 5 年 4 月 9 日熊本県告示第 3 8 8 号（知事が定める漁船の使用料を免除する施設の指定（港湾使用料））の一部を次のように改め、平成 2 4 年 1 2 月 7 日から適用する。

平成 2 4 年 1 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表八代港の項を次のように改める。

八代港	蛇籠港船溜まり 内港大型船船溜まり 千反船溜まり 郡築船溜まり 新開船溜まり 加賀島船溜まり	八代市建馬町地先 八代市港町地先 八代市古城町字一ツ塩屋地先 八代市港町地先 八代市新開町参号地先 八代市港町地先
-----	---	--

熊本県告示第 1 2 7 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 4 年 1 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス 関の郷 玉名郡南関町大字関町 1 6 番地 1	株式会社南関介護サービス	平成 2 4 年 1 2 月 1 日

熊本県告示第 1 2 7 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 4 年 1 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス 関の郷 玉名郡南関町大字関町 1 6 番地 1	株式会社南関介護サービス	平成 2 4 年 1 2 月 1 日

熊本県告示第 1 2 7 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 4 年 1 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所関の郷 玉名郡南関町大字関町 1 6 番地 1	株式会社南関介護サービス	平成 2 4 年 1 2 月 1 日

熊本県告示第1276号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所関の郷 玉名郡南関町大字関町16番地1	株式会社南関介護サービス	平成24年12月1日

熊本県告示第1277号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社サンブレーン 人吉営業所 人吉市西間上町2479番地1	株式会社サンブレーン	平成24年12月1日

（特定福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社サンブレーン 人吉営業所 人吉市西間上町2479番地1	株式会社サンブレーン	平成24年12月1日

熊本県告示第1278号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社サンブレーン 人吉営業所 人吉市西間上町2479番地1	株式会社サンブレーン	平成24年12月1日

（特定介護予防福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社サンブレーン 人吉営業所 人吉市西間上町2479番地1	株式会社サンブレーン	平成24年12月1日

熊本県告示第1279号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護事業所 ビハーラまどか 水俣市石坂川113番2	社会福祉法人照徳の里	平成24年12月1日

熊本県告示第1280号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防

サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護事業所 ビハーラまどか 水俣市石坂川113番2	社会福祉法人照徳の里	平成24年12月1日

熊本県告示第1281号

次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	撤 回 日
山都町立国民健康保険 蘇陽病院	上益城郡山都町滝上526 番地	平成24年11月11日

熊本県告示第1282号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
山都町包括医療センター そよう病院	上益城郡山都町滝上476 番地2	平成24年11月12日から 平成27年11月11日まで

熊本県告示第1283号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
大橋通クリニック	山鹿市大橋通703	平成24年11月26日から 平成27年11月25日まで

熊本県告示第1284号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 ビハーラま どか 水俣市石坂川113番2	社会福祉法人照徳の里	平成24年12月1日

熊本県告示第1285号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
短期入所生活介護事業所 ビハーラ まどか 水俣市石坂川113番2	社会福祉法人照徳の里	平成24年12月1日

熊本県告示第1286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
短期入所生活介護事業所 ビハーラ まどか 水俣市石坂川113番2	社会福祉法人照徳の里	平成24年12月1日

熊本県告示第1287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成24年12月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	遠原渡線	球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字上ノ久保 749番地先から 球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字小長野 275番2地先まで	前	6.0 ～ 7.3	85.1	単道改
			後	6.6 ～ 10.6		

2 区域を変更する期日 平成24年12月7日

熊本県告示第1288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成24年12月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡芦北町大字湯浦 124番1地先から 同所 130番15地先まで	前	6.4 ～ 17.7	115.0	やさみ ち交1 地
			後	9.5 ～ 17.7		

2 区域を変更する期日 平成24年12月7日

熊本県告示第1289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成24年12月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	水俣出水線	水俣市長崎字木折 22番3地先から 同所 16番4地先まで	前	6.6 ～ 14.9	109.0	災害防除
			後	14.9 ～ 21.7		

2 区域を変更する期日 平成24年12月7日

熊本県告示第1290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年12月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	旭志鹿本線	菊池市七城町荒牧字東田 10番2地先から 菊池市七城町辺田字四反田 114番地先まで	530.0	一括道路 (道路改良)

2 供用を開始する期日 平成24年12月7日

公 告

熊本県公告第633号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成24年12月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 葦北郡芦北町大字宮崎202番地
- 2 築造者の氏名 浄土真宗本願寺派宗教法人恩徳寺
- 3 道路の位置 葦北郡芦北町大字宮崎字下居屋敷190-10、191-4及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.59メートルまで
- 5 道路の延長 31.81メートル
- 6 指定年月日 平成24年11月13日
- 7 指定番号 熊本県指令芦北技景第5号

熊本県公告第634号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成24年12月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 熊本市北区榆木三丁目8番153号
- 2 築造者の氏名 金子喜久男
- 3 道路の位置 合志市須屋字三町野2738番179
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 24.59メートル
- 6 指定年月日 平成24年11月19日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第106号

熊本県公告第635号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成24年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
平成25年度自動車税納税通知書等に係る業務委託
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県総務部総務税務局税務課管理班
- (3) 業務委託の内容
仕様書による。
- (4) 委託期間
契約締結の日から平成25年10月31日まで
- (5) 入札方式
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、公に告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(2)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者に限り、紙入札により入札することができる。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (6) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札金額とするのを満端で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (7) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。
- (8) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (9) その他
本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札となる。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(8)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、要綱別表の有資格者として営業種目がその他の業務委託(納税通知等関係業務)に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間
公告の日から平成24年12月18日午後5時まで
 - イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理審査班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - ウ 申請競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
 - エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
 - オ 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 入札及び開札時点において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの認定及び付与を受け、かつ、印刷する工場においても当該マークの認定及び付与を受けていること。
- (6) 印刷用の情報を提供してから3時間以内に作業に着手することができ、本県職員による印刷物の内容確認が速やかに行うことができること。また、プリント、封入封緘

- 又は圧着作業は、同一の敷地内で行うことができること。
- (7) 県が作業状況の検査又は立会いを要望した場合は、速やかに応じることができること。
- (8) 仕様書の内容を満たすことができること。
- 3 入札参加のための確認申請
この入札に参加を希望する者は、2(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次により別に定める競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出すること。
- (1) 提出方法
電子入札システムによる入札する場合は、申請書を電子入札システムより提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された申請書は無効とする。紙入札により入札する場合は、申請書を書面での提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (2) 提出期間
公告の日から平成24年12月28日午後5時まで（閉庁日を除く。）
- (3) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (4) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果申請書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、仕様書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成25年1月21日午後5時まで行う。ただし、帳票の見本については、1(2)に記載する場所でのみ閲覧することができる。
- (2) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日時から、平成25年1月21日午後5時までに入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成25年1月22日午前10時
- (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務税務局税務課管理班（熊本県庁行政棟本館3階）
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときには、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成25年1月21日（必着）までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (3) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係ない県の職員）のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (4) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として、再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (5) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号に該当する入札
- イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (6) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、

入札の執行を延期し、又はこれを取りやめることがある。

- (7) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (8) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること
(本公告に係る入札・契約担当部局)
熊本県総務部総務税務局税務課 管理班
電話番号 096-333-2101
ファックス番号 096-387-4901
- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること
熊本県出納局管理調達課 管理審査班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of service to be contracted
Making of the tax notices of the automobile tax and other supplies for fiscal 2013
- (2) Date and place to tender
Date: January 16, 2013, 10:00 am
Place: Tax Division
- (3) Name of department in charge of bidding contract
Management Section, Tax Division,
Department of General Affairs,
Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto city,
Kumamoto Prefecture
862-8570 Japan
Phone: 096-383-1111 Ext, 3370
- (4) Others
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

登載依頼

公告

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第37条の規定に基づき事業者に代わるものとして同条例第13条第1項の規定により（仮称）嘉島東部台地土地区画整理事業に関する環境影響評価準備書を作成したの、同条例第15条の規定に基づき、次次と関係書類を縦覧に供するとの、同条例第16条第1項の規定に基づき、当該準備書についての説明会を開催するので、同条例第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年12月7日

嘉島町長 荒木 泰臣

- 1 都市計画決定権者の名称
嘉島町
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称 (仮称) 嘉島東部台地土地区画整理事業
(2) 種類 土地区画整理事業
(3) 規模 約70.8ヘクタール
- 3 都市計画対象事業実施区域の位置
上益城郡嘉島町大字井寺、北甘木地内
- 4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
上益城郡嘉島町大字井寺、北甘木、下六嘉、上六嘉、上島、鯨
熊本市、上益城郡益城町及び御船町の各一部
- 5 環境影響評価準備書の縦覧の場所、期間及び時間
(1) 場所
ア 嘉島町役場（建設課都市計画係）
イ 熊本市役所（市政情報プラザ）
ウ 益城町役場（企画財政課）
エ 御船町役場（みず環境課）
オ 熊本県庁（行政棟新館1階情報プラザ）
(2) 期間 平成24年12月7日（金）から平成25年1月10日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日及び平成24年12月29日から平成25年1月3日までを除く。）
(3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 意見書の提出
環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
(1) 提出期限 平成25年1月24日（木）
(2) 提出先 〒861-3192 熊本県上益城郡嘉島町上島530番地
嘉島町建設課 都市計画係
(3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）
- 8 説明会を開催する日時及び場所
(1) 日時 平成24年12月20日（木）午後7時から午後8時30分まで
平成24年12月21日（金） 同上
(2) 場所 嘉島町役場2階大会議室（熊本県上益城郡嘉島町上島530番地）
(3) 備考 説明会は、どなたでもご自由に参加いただけます。
- 9 問い合わせ先
熊本県上益城郡嘉島町上島530番地
嘉島町建設課都市計画係
電話 096-237-2597（直通）

熊本県教育委員会告示第10号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加者に必要な資格等について告示する。

平成24年12月7日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 競争入札に付する事項
熊本県立教育センターの情報関連機器の借入れ

- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目「リース・レンタル（OA機器類）」に登録された者であることを。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を示すこと。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理審査班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から平成24年12月28日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成26年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成26年1月4日から平成26年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県教育委員会公告第14号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。
 平成24年12月7日

熊本県教育長 田崎 龍一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
 熊本県立教育センターの情報関連機器の借入れ
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
 熊本県立教育センター
 郵便番号 861-0543 熊本県山鹿市小原
 電話番号 0968-44-6611
 ファックス番号 0968-44-6495
- (3) 借入物品及び数量、規格、品質等
 入札説明書及び要求仕様書による
- (4) 借入期間
 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- (5) 納入場所
 熊本県山鹿市小原 熊本県立教育センター（要求仕様書のとおり）
- (6) 入札方式
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(2)アの電子入札システムによる入札期間に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたもの限り、紙入札により入札することができる。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている者
 ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。
 なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課

- 税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者と競争入札参加資格審査申請書受付期間
ア 競争入札参加資格審査申請書提出先
イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
エ 提出の方法
- ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間
公告の日から平成24年12月28日（金）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品が要求仕様書に示す仕様に適合していること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 仕様適合証明願
- なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに添付するイの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、イの書類の目録をアに添付して電子入札システムにより提出し、イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成25年1月8日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札説明書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成25年1月16日（水）午後5時まで行う。
- (2) 入札の方法等
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成25年1月16日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
イ 日時 平成25年1月17日（木）午前10時
イ 場所 山鹿市小原
熊本県立教育センター第二研修室（本館棟2階）

- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 25 年 1 月 16 日(水)(必着)までに 1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「業務名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (3) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない県の職員)のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (4) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときに再び再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (5) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (6) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (7) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (8) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
 - (1) 契約書の作成の要否
要
 - (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 14 日を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 7 日を経過した日
 - (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- 6 その他
 - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 - (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること
(本公告に係る入札・契約担当部局) 1(2)のとおり
熊本県立教育センター
電話番号 0968-44-6611
ファックス番号 0968-44-6495

- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関する事
熊本県出納局管理調達課 管理審査班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関する事
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日
に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日
及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までの日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of commodity
Personal computers and peripheral
equipments
170 sets of personal computers
displays and software (OS is included)
42 sets of notebook computers, and
software (OS is included)
60 Tablet personal computers
printers, projectors, and
peripheral equipments
27 printers, 15 projectors, 13 scanners,
1 Plasma display panel TV,
3 Electronic whiteboards,
10 Visual presenters,
10 digital cameras, 3 digital video came
ras,
1 portable screen,
18 Wireless LAN access points,
1 Wireless LAN access controller,
4 sets of servers, and
software (Internet and network
management, file management)
- (2) Deadline to supply commodity
March 29th 2013
- (3) Place to supply commodity
Shown in the bid explanation form
- (4) Date and place to submit bidding prop
osal
January 17th 2013 10:00 am
Office room to submit bidding
proposal
The second training section room
Kumamoto Prefectural Education
Center
- (5) Deadline to submit bidding proposal
by mail
January 16th 2013
- (6) Language and currency to be used
for bidding
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of
this bidding contract
Administration Section
Kumamoto Prefectural Education
Center
Obaru, Yamaga City,
Kumamoto Prefecture, 861-0543 Japan
Phone: 0968-44-6611
Fax: 0968-44-6495

熊本県公安委員会告示第 25 号

銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則（平成 21 年熊本県公安委員会規則第 12 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条の 3 第 2 項の診断を行う医師を平成 24 年 11 月 22 日付けで次のように指定したので、規則第 6 条第 3 項の規定により告示する。

平成24年12月7日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	診断の対象者	指定期間
藤岡 俊宏	医療法人敬愛会 城山病院 熊本市西区上代九丁目2番20号	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者	指定日から起算して3年間
木村 武実	独立行政法人国立病院機構 菊池病院 合志市福原208番地	同上	同上

熊本県本人確認情報保護審議会公告第1号

熊本県本人確認情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成24年12月7日

熊本県本人確認情報保護審議会

- 1 開催日時
平成24年12月18日（火）午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園28番51号
熊本テルサ2階 つばき
- 3 議題（予定）
 - (1) 県が本人確認情報を利用する事務の追加について
 - (2) 住基ネットを活用した行政サービスの状況等について
 - (3) 本人確認情報保護対策について
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時間までに、当該会議の会場前の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の議題
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 7 問合せ先
熊本県本人確認情報保護審議会事務局（熊本県総務部市町村局市町村行政課）
（電話 096-333-2105）

正 誤

平成8年5月31日熊本県告示第405号（保安林の指定の解除予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	段	行	正	誤
1	下	1 から 2 まで	1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県山鹿市大字久原字首石6077-7（次の図に示す部分に限る。）	1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県山鹿市大字久原字首石6077-1（次の図に示す部分に限る。）